

会報 全住協

2015
3月



全住協協会交流会を開催

— 分譲住宅見学会、講演会、懇親会などを実施 —

当協会は、去る2月19日(木)、20日(金)に団体会員である九州住宅建設産業協会、関西住宅産業協会、東海住宅産業協会と交流会を開催した。この交流会は全住協の企業会員と各団体の構成会員との相互交流を目的として毎年開催している。今年度は、九州住宅建設産業協会が幹事団体となり福岡市を中心に見学会、講演会、懇親会などを実施した。

各協会の参加者は、JR博多駅前に集合、バス2台に分乗し見学先の北九州市に向かい、分譲マンションを見学した。その後、福岡市に戻り、グランドハイアット福岡にて「不動産開発と事業承継について～SPCスキームと民事信託～」をテーマに(株)総研代表取締役社長 吉崎武雄氏による講演会を開催した。

引き続き、懇親会を開催し、九州住宅建設産業協会諸藤理事長を始め、参加各協会の代表者が挨拶し、当協会小山総務委員長は「物件は動いているが、お客様が本当に買いたい商品を提供できるかが鍵。この交流会は全住協の事業の柱の1つでもあるので、交流を楽しみながら仕事にもつなげていきたい。」などと述べた。乾杯の後、各協会より地域の不動産市況や協会の活動状況を発表するなど情報交換を行い、交流

を深めた。

また、翌日は福岡市、新宮町の戸建分譲住宅などを見学し、昼過ぎに博多駅にて解散した。見学先は以下のとおり。なお、各協会からの参加者は、約140名を数えた。

[1日目見学先]

「ベイトリア門司マリーヴル」

「ベイトリア門司マリーズ」

(北九州市住宅供給公社、(株)なかやしき、
(株)九州三共、泰平建設(株))

「リヴィエール大手町オーナーズレジデンス」
(株)九州三共)

「アーティックス馬借ヘリテイジ」

(株)なかやしき)

[2日目見学先]

「ジョイナス新宮南欧の丘」(九州八重洲(株))

「I TOWER」

(西日本鉄道(株)、(株)NIPPO、住友不動産(株))

「照葉スマートタウン」

(積水ハウス(株)、(株)アースティック、
東宝ホーム(株)、(株)百田工務店)



◀見学会



▲懇親会

トピックス

平成27年度税制改正概要説明会・北原照久氏講演会を開催

2月17日(火)に明治記念館にて総務委員会、政策委員会共催による税制改正概要説明会・講演会を開催した。

平成27年度税制改正概要に関し、国土交通省住宅局担当官から、消費増税後の反動減等に対応する観点からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の延長・拡充や住宅ローン減税、すまい給付金等の適用時期の延伸、中古住宅市場活性化に対応するため買取再販事業者に課される不動産取得税の特例措置の創設等について説明され、会場から各制度の適用時期など多くの質疑応答がなされた。

続いて、(株)トイズ代表取締役の北原照久氏を講師に迎え、「夢の実現－ツキの10カ条－」と題した講演会を行った。ブリキのおもちゃコレクターの第一人者として知られる北原氏が、どのようにして自分の夢を実現してきたのか語った。氏によれば、夢を実現する方法には「楽しく情熱的に夢を語る」「夢が実現した後を具



▲講演会

体的にイメージする」「夢が実現するまでやり続ける、諦めない」の3つがあり、一人では決して夢を実現できないから本気で手助けをしてくれる人を見つけることが重要である。



▲北原照久氏

また、言葉の持つ力や重要性について強く説き、「感謝」や「万象肯定、万象感謝」の気持ちでいることで幸運・健康を呼び込むことができるという。氏の軽妙でユーモア溢れる語り口に、会場は大いに盛り上がった。

特保住宅検査員研修(共同住宅)を開催

2月3日(火)弘済会館ほか全国5会場にて特保住宅検査員研修(共同住宅)兼制度説明会を行った。

当協会は、国土交通大臣から住宅瑕疵担保履行法に基づく「住宅瑕疵担保責任保険法人」(住宅保証機構(株)並びに(株)日本住宅保証検査機構、(株)ハウスジーメン)から「特定団体(共同住宅)」として認定を受けている。この研修は、このたび新築共同住宅の住宅瑕疵担保保険における自主検査制度開始に伴い、検査員登録するためのもの。

これまでの戸建住宅に比べ、共同住宅は検査員資格が建築士や建築施工管理技士等一部制限されるが、保険料や現場検査手数料が節減できることから、会員企業が多数受講した。

特保住宅(新築・共同住宅)についての問合せは事務局(TEL 03-3511-0611)まで。

目次

- | | | | |
|---|---|------------------------------------|----|
| ・全住協協会交流会を開催…………… | 2 | ・住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保措置の実施状況について…………… | 8 |
| ・トピックス…………… | 3 | ・「すまい給付金申請サポート」へのご協力のお願い…………… | 9 |
| ・平成27年度宅地建物取引士法定講習のご案内…………… | 4 | ・省エネ住宅ポイントが始まります…………… | 10 |
| ・平成27年宅建登録講習のご案内…………… | 5 | ・協会だより…………… | 11 |
| ・賛助会員プロフィール((有)藤クリーンサービス、(株)ハウスジーメン)…………… | 6 | | |

平成27年度宅地建物取引士法定講習のご案内

当協会では、宅地建物取引士法定講習を下記の要領で実施いたします。

1. 受講対象者

東京都、埼玉・千葉・神奈川・静岡の各県に登録済みで、新たに取引士証の交付を希望する方及び取引主任者証の更新を希望する方。

2. 講習日

	講習日		講習日
①	平成27年 4月24日(金)	④	9月4日(金)
②	6月5日(金)	⑤	11月6日(金)
③	7月17日(金)	⑥	平成28年 1月22日(金)

※ 2月以降の開催日は未定です。

※受付開始日、締切日は協会事務局にお問合せください。

※更新の場合、有効期限の6か月前から受講できます。

3. 講習時間

9:45(受付)~17:50

4. 申込み方法

(1) 来所による受付

受付時間 10時~17時

(12時~13時除く、土・日・祝日は休み。)

(2) 申込み時に必要なもの

イ. 宅地建物取引士証交付申請書・受講申請書(協会に備えてあります。)

ロ. カラー顔写真3枚(タテ3cm×ヨコ2.4cm。神奈川県登録の場合は4枚。家庭用インクジェットプリンターで印刷した写真、ポラロイド写真、不鮮明なものや劣化の可能性のあるものは不可。)

ハ. 受講費用 16,500円

ニ. 印鑑(シャチハタ印不可)

ホ. 現在お持ちの主任者証、新規の方は各都県からの登録通知ハガキ。返納済の方は返納受領書。

(3) その他

①会社の宅建免許番号を控えてきてください。

②主任者資格を登録した時から現在までに、住所・氏名・本籍・勤務先に変更のある方は、申込前に登録した各都県に変更届を提出してください。詳細は各都県の以下の窓口にお問合わせください。

- ・東京都都市整備局住宅政策推進部
不動産業課免許係：03-5320-5063
- ・埼玉県都市整備部建築安全課
宅建業免許担当：048-830-5492
- ・千葉県県土整備部建設・不動産業課
不動産業班：043-223-3238
- ・(公社)神奈川県宅地建物取引業協会
：045-633-3036
- ・静岡県くらし・環境部建築住宅局
住まいづくり課宅地建物班
：054-221-3072

5. 申込み先・問合せ等

(一社)全国住宅産業協会 事務局

〒102-0083 千代田区麴町5-3 麴町中田ビル8階 TEL 03-3511-0611

6. 講習会場

連合会館(JR御茶ノ水駅聖橋口下車徒歩5分)

住所 千代田区神田駿河台3-2-11

TEL 03-3253-1771

平成27年宅建登録講習のご案内

(公財)不動産流通近代化センターでは下記のとおり、宅建登録講習を開催します。

宅建登録講習を修了すると、「登録講習修了者証明書」が交付され、その後3年間、宅地建物取引士資格試験（以下「宅建試験」という。）の受験申込時に提出いただくことで、宅建試験の一部が免除されることになっています。平成25年の宅建試験合格率は、一般受験の方の15.3%に対し、登録講習を修了された方が21.0%と5ポイントほど高くなっています。

講習内容

「通信講座」及び「スクーリング」を通じて次の科目を履修します。

1. 宅地建物取引業その他関係法令に関する科目
2. 宅地及び建物の取引に係る紛争の防止に関する科目
3. 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関する科目
4. 宅地及び建物の需給に関する科目
5. 宅地及び建物の調査に関する科目
6. 宅地及び建物の取引に係る税務に関する科目

修了要件

- ①通信講座を受講した後、2日間のスクーリングをすべて受講すること。
- ②修了試験に合格すること。

募集スケジュール

期	募集締切日	教材※1 発送日	スクーリング (会場)	修了者証 発送日
①	4/7	4/9	6/9～6/10(東京)	6/17
②	4/14	4/16	6/16～6/17(大阪)	6/24
③	4/29	4/30	6/30～7/1(東京)	7/15
④	5/6	5/7	7/7～7/8(東京・大阪)	7/16
⑤	5/10	5/11	7/11～7/12(東京)	7/17
⑥	5/12	5/14	7/14～7/15(東京)	7/23
⑦	5/17	5/18	7/18～7/19(東京・大阪)	7/24
⑧	5/20	5/22	7/22～7/23(東京)	※2

※1 通信講座は、教材到着後2か月間です。

※2 ⑧期の修了者証はスクーリング当日交付します。

受講料

11,800円（税込、会員割引受講料）

会員割引受講料適用を受けるための全住協法人コードは、当協会ホームページ（<http://www.zenjukyo.jp/member/entry.php?id=5943>）よりご確認ください。

申込み・問合せ先

(公財)不動産流通近代化センター

TEL 03-5843-2077

(<http://www.kindaiika.jp/koshu/touroku/>)から手続きを行ってください。

不動産業務研修会を開催

2月20日(金)に弘済会館にて上記研修会を開催し、「最近の法令改正動向と不動産売買における自然災害の準備」をテーマに(一財)不動産適正取引推進機構 調査研究部調査役 中村行夫氏が講演を行った。

昨年8月に広島市北部で発生した豪雨による土砂災害等を受け、「災害対応」に関する関係法令が改正されたため、今回は自然災害時

の不動産売買や賃貸借契約の取扱いへの影響及び対応について具体的な参考判例などを基に説明された。

また、4月1日施行で、「宅地建物取引主任者」が「宅地建物取引士」に名称変更されることに伴い、関連条文の一部変更や新設(信用失墜行為の禁止、知識及び能力の維持向上、従業者の教育)等についても解説された。

◆ 賛助会員プロフィール ◆

＝新たな事業展開にお役立てください＝

(有)藤クリーンサービス

事業内容

1. 賃貸解約原状回復工事
2. 賃貸解約立会
3. 住宅リフォーム工事

弊社について

弊社は、この業界に携わって約30年になります。当初はハウスクリーニングから始まり、今では賃貸解約原状回復工事、賃貸解約立会、住宅リフォーム工事等に幅広く業務を展開いたしております。

セールスポイント

大手不動産会社様から、長年に渡りご信頼いただき、賃貸解約原状回復工事、賃貸解約立会、入居中の小修繕工事に専念させていただいております。

当社といたしましても、不動産会社様、管理会社様、オーナー様、入居者様に、ご安心して

いただける価格を提供できるよう心掛けておりますので、結果今に繋がっているものと自負しております。

全住協メンバーの皆様へ

弊社は上記のとおり約30年もの間コツコツと、業務に専念させていただいてまいりました。昨今のマーケティング調査等せずに信用、信頼、実績のみに頼った社風です。

今後とも皆様に必要とされる業務、工事を提供できるよう努めてまいりますので、宜しくお願いいたします。

会社プロフィール

代表者：代表取締役 藤川 隆正

設立：昭和64年

所在地：〒232-0003

神奈川県横浜市南区西中町4-81

T E L : 045-251-3050

F A X : 045-251-2494

メールアドレス：info@fuji-clean.jp

わが家を「快適なすまい」に..

住みよい生活空間のご提案と、
快適な暮らしをお届けします。

内装リフォーム	水廻りリフォーム	塗装工事	電気・ガス工事
<ul style="list-style-type: none">■ クロス張替え■ クッションフロアー■ フロアー・タイル■ カーペット■ 畳・ふすま■ ハウスクリーニング	<ul style="list-style-type: none">■ キッチン■ トイレ■ バス■ 洗面化粧台■ 水廻りのトラブル	<ul style="list-style-type: none">■ 屋根塗装■ 外壁塗装■ 窓枠塗装■ 防水工事	<ul style="list-style-type: none">■ 配線工事■ エアコン工事■ その他電気全般■ 給湯器設置・交換■ ガスコンロ交換

藤クリーンサービスのリフォームは
安心の価格でご提供いたします

クロス貼替・畳表替・フローリングやハウスクリーニングなどの価格を、
安心価格にてお客様にご提供させていただきます。



(株)ハウスジーマン

◇事業内容

- ・特定住宅瑕疵担保責任保険の履行の確保等に関する法律に基づく住宅瑕疵担保責任保険法人業務
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価業務 他

「住宅瑕疵担保責任保険法人として安心を提供」

2000年に住宅性能評価機関として登録を受け、2008年には国土交通大臣より住宅瑕疵担保責任保険法人に指定。以後、住宅かし保険を中心に住宅の品質を向上するための検査・保険商品を提供しています。

「グループの強みを生かしたサービス提供」

ハウスジーマンは、フラット35を中心とした金融サービスを提供する金融機関の「日本モーゲージサービス株式会社」、住宅産業における経営課題の解決と新たなビジネスモデル構築のためのシステム開発・コンサルティングを行う「株式会社住宅アカデメイア」とともに三位一体となったユニークな企業グループを形成しています。住宅業界、金融業界、不動産業界といった既成の枠組みにとらわれない「新しい住宅産業」のインフラを整備し、三位一体だからこそ可能な新しいサービスを開発。良い家を適切確実につくり、資産価値を維持し続けるための仕組みづくりを通して、ユーザーハピネスの実現を目指します。

 Mortgage Service Japan Limited.
日本モーゲージサービス



住宅ACADEMEIA



株式会社 住宅アカデメイア



株式会社 ハウスジーマン

MSJ GROUP

■提供する主なサービス

- ・住宅かし保険

- ・既存住宅かし保険（売買タイプ）
- ・既存住宅かし保険（リフォームタイプ）
- ・フラット35適合証明
- ・長期優良住宅に係る技術的審査
- ・低炭素建築物に係る技術的審査
- ・住宅性能評価
- ・住宅省エネラベル
- ・すまい給付金に関するサービス
- ・省エネ住宅ポイント対象住宅証明
- ・住宅履歴情報蓄積サービス
- ・建築進捗履歴システム
- ・地盤保証取次

（一般社団法人住宅技術協議会）

株式会社ハウスジーマンでは幅広いソリューションをワンストップでWEBシステムによりご提供しております。

■全住協メンバーへのメッセージ

全住協会員の事業者の皆様にはハウスジーマンの住宅かし保険のご利用にあたって、保険料の割引が適用されます。また、自社に所属する一定の技術資格を有する者を検査員として全住協に登録すると、当該検査員が階数3以下の住宅(戸建、共同、構造、問わず)に限りハウスジーマンの住宅かし保険の第1回現場検査を団体自主検査とすることができます。基礎配筋工事完了時の現場検査を行う検査員になるには、全住協が開催する特保住宅検査員研修を受講し、検査員として登録することが必要です。

初めてハウスジーマンをご利用の事業者様は事業者届出が必要になりますが、届出料は無料です。保険料のお見積もお気軽にお申し付けください。

会社プロフィール

代表者：仲田 幸嗣

設立：平成12年(2000年)12月5日

所在地：〒105-0003 東京都港区西新橋3-7-1
ランディック第2新橋ビル

TEL：03-5408-7440

FAX：03-5408-7441

URL：<http://www.house-gmen.com>

国土交通大臣指定

住宅瑕疵担保責任保険法人 第5号
国土交通大臣登録 住宅性能評価機関 第18号
住宅金融支援機構 適合証明検査機関

住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保措置の実施状況について ～平成26年9月30日の基準日における届出手続の受理状況～

住宅瑕疵担保履行法により、平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡した建設業者及び宅地建物取引業者は、住宅瑕疵担保責任保険への加入又は保証金の供託のいずれかの方法により資力確保措置を講じることが義務づけられています。

平成25年10月1日から今回の基準日（平成26年9月30日）までの1年間に引き渡された新築住宅は908,174戸で、このうち、建設業者による引渡しは647,354戸（33,566事業者）で、宅地建物取引業者による引渡しは260,820戸（8,422事業者）でした。

また、基準日（平成26年4月1日から9月30日）における届出手続状況については右図のとおりでした。

なお、3月31日には新たに基準日を迎え、監督行政庁への届出手続きが必要となりますので、ご注意ください。

(戸数内訳) (単位：戸)

	保証金の供託	保険への加入	合計
建設業者が引き渡した新築住宅	139,463 (49.2%)	143,755 (50.8%)	283,218
宅建業者が引き渡した新築住宅	41,407 (42.7%)	55,459 (57.3%)	96,866

(事業者数内訳) (単位：事業者)

	保証金の供託のみ	保険の加入のみ	供託と保険を併用	合計
建設業者	126 (0.6%)	21,398 (99.3%)	25 (0.1%)	21,549
宅建業者	100 (1.7%)	5,601 (97.9%)	18 (0.3%)	5,719

国土交通省

[URL] http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000569.html

定期借地権の設定による保証金の経済的利益の課税に係る平成26年分の適正な利率について

国土交通省担当部局より標記について下記のとおり周知が図られています。

定期借地権の設定に伴って賃貸人が賃借人から預託を受ける保証金（賃借人がその返還請求権を有するものをいい、その名称のいかんを問わない。）の経済的利益の課税に係る平成26年分の適正な利率については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとなる。

1 当該保証金が各種所得の基因となる業務に係る資金として運用されている場合又は当該業務の用に供する資産の取得資金に充てられている場合

両建の経理の場合の適正な利率は、平均

的な長期借入利率によるべきであるが、0.5%としても差し支えない。

2 上記1の場合以外で、かつ、当該保証金が、預貯金、公社債、指定金銭信託、貸付信託等の金融資産に運用されている場合以外るとき

利息に相当する金額を計算する場合の適正な利率は、各年中の10年長期国債の平均利率によることとしており、平成26年分については、0.5%となる。

(注) 平成26年中の10年長期国債の平均利率は、0.57%である。

「すまい給付金申請サポート」へのご協力をお願い

国土交通省担当部局より下記のとおり周知依頼がありました。

平素より住宅行政にご協力を賜り、ありがとうございます。

「すまい給付金」については、消費税率引き上げによる住宅取得者の負担増を緩和するため、最大30万円（8%時）の現金を給付するものであり、昨年4月1日より申請の受付を行っているところですが、未だ申請を行っていない方が一定数おられると考えられます。

そこで、事務局において直接申請のサポートを行うため、「すまい給付金申請サポート（別紙1のフロー図参照）」を行うことといたしました。つきましては、住宅事業者のみなさまにおかれましては、別紙2の葉書を引き渡し後の住宅取得者様に郵送又は点検等の機会に直接お渡しいただきますよう、ご協力をお願いします。なお、必要な葉書の枚数は別紙3（下記協会ホームページよりダウンロード）によりすまい給付金事務局に請求ください。

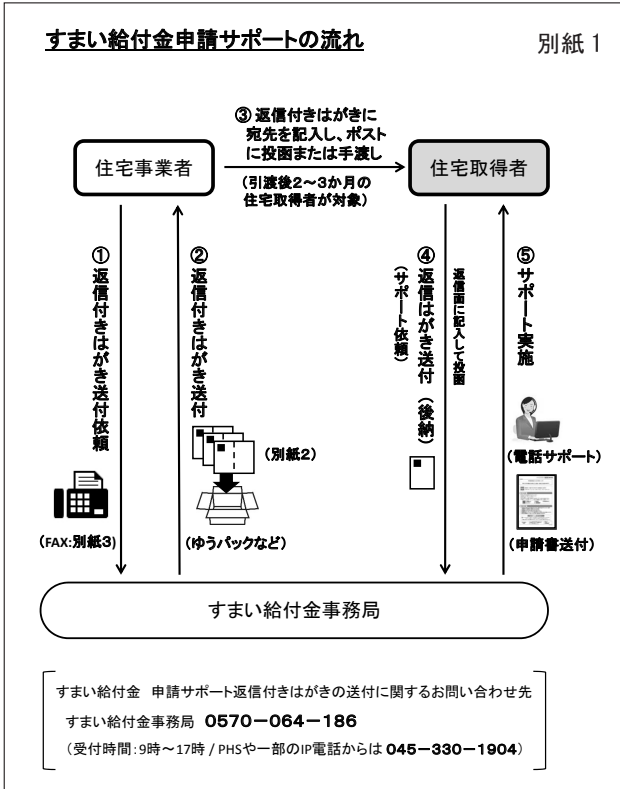
●葉書を郵送又はお渡しいただく時期の目安

引き渡しから概ね3か月後を目安としますが、定期点検等のタイミングにあわせてお渡しいただいても構いません。なお、最初は昨年4月～11月の引き渡し物件を対象とし、その後は一月ごとに実施していただきますようお願いいたします。（5%での引き渡し物件は対象外です。）

- ・平成27年2月送付：平成26年4月～11月
引き渡し分
- ・平成27年3月送付：平成26年12月引き渡し分
- ・平成27年4月送付：平成27年1月引き渡し分
（以下、毎月、引き渡しから概ね3か月後に送付。）

●問い合わせ先

- ・別紙内容について：すまい給付金事務局
TEL 0570-064-186
- ・全般について：国土交通省住宅局住宅生産課
TEL 03-5253-8111



詳細は、協会ホームページを参照。

[URL] <http://www.zenjukyoku.jp/member/data/150206sumaikyuhu.pdf>

別紙2

すまい給付金申請サポート 返済付しがきが表 (新築用) イメージ

この表は、返済付しがきを記入するためのフォーマットです。左側には「住宅事業者」が記入する欄（氏名、住所、電話番号、会社名）があり、右側には「住宅取得者」が記入する欄（氏名、住所、電話番号、会社名）があります。

表の上部には「すまい給付金 申請サポート依頼【新築】」とあり、申請に関する質問（例：「返済付しがきの手続きは完了しましたか?」）と回答欄が設けられています。

また、「国土交通省よりすまい給付金のお知らせ」の欄があり、申請書の送付方法やお問い合わせ先が記載されています。

省エネ住宅ポイントが始まります

申請書のダウンロード及びポイントの発行申請が受付開始されます。

1. 対象住宅の要件及びポイント数

(1) エコ住宅の新築及び完成済購入タイプ

1戸あたり300,000ポイントを発行。申請には、下記の基準を満たすことを証明する登録住宅性能評価機関等の第三者評価が必要。

1. 省エネ法のトップランナー基準相当の住宅
2. 一次エネルギー消費量等級5の住宅
3. 一次エネルギー消費量等級4の木造住宅
4. 断熱等性能等級4の木造住宅
5. 省エネルギー対策等級4の木造住宅

(2) エコリフォーム

対象工事内容ごとのポイント数の合計とし、300,000ポイントを限度。耐震改修を行う場合は、1戸あたり450,000ポイントが限度。申請には対象工事に関する証明書等が必要。

- ①窓の断熱改修：窓の大きさに応じて
3,000～20,000ポイント
- ②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修：部位に応じて30,000～120,000ポイント
- ③設備エコ改修工事(エコ住宅設備の内、3種類以上を設置する工事)：設備の種類に応じて3,000～24,000ポイント
- ④その他の工事等
上記①～③のいずれかの工事に併せて行う次の工事等を対象。
 - a.バリアフリー改修：改修箇所に応じて6,000～30,000ポイント
 - b.エコ住宅設備の設置(3種類未満を設置する工事)：設備の種類に応じて3,000～24,000ポイント
 - c.リフォーム瑕疵保険への加入：
1契約あたり11,000ポイント
 - d.耐震改修：1戸あたり150,000ポイント
- ⑤既存住宅購入加算
既存住宅について、平成26年12月27日以降に売買契約を締結し、売買契約締結後3か月

以内にエコリフォーム対象工事の工事請負契約を締結する場合にポイントを加算。

既存住宅購入加算で発行されるポイント数は、他のエコリフォーム対象工事等で発行されるポイント数の合計と同数のポイント数とし、100,000ポイントが上限。

2. 対象期間

(1) エコ住宅の新築及びエコリフォーム

以下の期間内に契約、着工・着手、完了したものが対象。

①工事請負契約

平成26年12月27日(閣議決定日)以降

※既存契約の変更を含む。(ただし、着工・着手前のものに限る。)

②建築着工・工事着手

平成26年12月27日(閣議決定日)

～平成28年3月31日

※平成27年2月3日以降(予算成立日以降)に工事完了するものであって、別途定める期間内に完了報告が可能なものが対象。

(2) 完成済購入タイプ

平成26年12月26日までに建築基準法に基づく完了検査の検査済証が発行されたもので、平成27年2月3日以降(予算成立日以降)に売買契約を締結した新築住宅が対象。

3. 問合せ先

省エネ住宅ポイント事務局ホームページ

[URL] <http://shoenejutaku-points.jp/>

省エネ住宅ポイント事務局コールセンター

TEL：0570-053-666 ナビダイヤル

IP電話等からのご利用 03-4334-9381

受付時間 9：00～17：00(土・日・祝日含む)

協会だより

委員会開催状況

[戸建住宅委員会]

日時 平成27年2月16日(月)14:00~17:00
場所 弘済会館
議事 「FIT最終年! 全量売電住宅から全量消費住宅へ!」の講演会を行った。

[中高層委員会]

日時 平成27年1月27日(木)15:00~16:50
場所 主婦会館
議事 「デベロッパーができる身近な地震対策」の講演並びに全住協ビジネスネット、ビジネスネット商品の紹介を行った。

代表者変更

会社名 イオンモール株式会社
新代表者 吉田 昭夫

会社名 スターツデベロップメント株式会社
新代表者 中松 学

会社名 株式会社ハウスジーマン
新代表者 仲田 幸嗣

住所変更

会社名 西松地所株式会社
新住所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-12-1 虎ノ門ワイコービル5階
TEL 03-5400-1361(従来どおり)
FAX 03-5400-1366(従来どおり)

会社名 ストラクチュア株式会社
新住所 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-5-12
TEL 03-3406-3000(従来どおり)
FAX 03-3406-3006(従来どおり)

業務日誌

1月22日(木)	・耐震化実践アプローチセミナーを開催。(東京都庁大会議場)
23日(金)	・(公社)首都圏不動産公正取引協議会理事会・新年会に牧山副会長ほかが出席。 (ホテルメトロポリタンエンドモント)
27日(火)	・中高層委員会を開催。(主婦会館)
29日(木)	・特保住宅検査員研修(共同住宅)兼制度説明会を開催。(第2大西ビル)
2月3日(火)	・特保住宅検査員研修(共同住宅)兼制度説明会を開催。(弘済会館)
5日(木)	・事業表彰審査会を開催。(協会会議室)
6日(金)	・特保住宅検査員研修(戸建住宅・共同住宅)兼制度説明会を開催。(札幌第一ホテル)
9日(月)	・信越支部が臨時総会・研修会を開催。(ホテルメトロポリタン長野) ・中国支部がセミナー「10%増税までに再構築すべき販売力とは何か」を開催。 (広島市まちづくり市民交流プラザ)
10日(火)	・経済界と自由民主党役員との懇談会に牧山副会長が出席。(ホテルニューオータニ)
12日(木)	・特保住宅検査員研修(戸建住宅)兼制度説明会を開催。(主婦会館)
14日(土)	・(公社)神奈川県宅地建物取引業協会会長坂本久氏黄綬褒章受章祝賀会に牧山副会長が出席。 (横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ)
16日(月)	・戸建住宅委員会を開催。(弘済会館)
17日(火)	・政策審議会を開催。(明治記念館) ・平成27年度税制改正概要説明会・北原照久氏講演会を開催。(明治記念館)
19日(木)	・全住協協会交流会を開催。(～20日、福岡市) ・世界不動産連盟日本支部通常総会・懇親会に牧山副会長ほかが出席。(東海大学校友会館)
20日(金)	・不動産業務研修会を開催。(弘済会館) ・(公社)首都圏不動産公正取引協議会理事会に牧山副会長ほかが出席。 (ホテルグランドヒル市ヶ谷)

会報 全住協 通巻24号 発行 一般社団法人全国住宅産業協会
(平成27年3月10日発行) 編集 一般社団法人全国住宅産業協会事務局

全住協ビジネスショップのご紹介

全住協ビジネスショップは、組織委員会に設置した全住協ビジネスネットワーク(略称「ビジネスネット」)が認定した賛助会員等の取扱商品を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みです。既に下記の11社が商品を提供しており、会員の購買におけるメリットとなるとともに、会員間のさらなる交流が生まれています。商品の詳細は、全住協ホームページの会員専用ページから「全住協ビジネスショップ専用サイト」にてご覧ください。

会員名(順不同)	取扱商品
・ソフトバンクテレコム(株)	法人向けモバイル通信サービス
・全保連(株)	賃料保証システム
・(有)シー・ブリッジ	不動産広告アイテムの制作、iPadツールの制作及び運用
・(株)週刊住宅新聞社	宅建受験対策書籍
・e-Net少額短期保険(株)	賃貸住宅の少額短期保険
・(株)ユニバーサル広告社	ARコンテンツ「いえみせ360°」バーチャル物件内覧システム
・(株)トルネックス	エマーゼンシートイレキット、エマーゼンシーボディキット
・アットホーム(株)	名入れノベルティ防災セット
・あいおいニッセイ同和損害保険(株)	宅地建物取引業者向け賠償責任保険
・アクアクララ(株)	宅配水サービスの「はじめてセット」
・エース21グループ(株)	全自動消火装置「ケスジャン」

お問い合わせは、協会事務局(TEL 03-3511-0611)まで。

団体会員

一般社団法人	北海道住宅都市開発協会	〒060-0061	北海道札幌市中央区南1条西10丁目3-2南1条道銀ビル2F	TEL.011-251-3012 FAX.011-231-5681
一般社団法人	秋田県住宅地協	〒010-0951	秋田県秋田市山王5-14-1サントノーレプラザビル1F	TEL.018-866-1301 FAX.018-866-1301
一般社団法人	富山県住宅地協	〒939-8084	富山県富山市西中野町1-7-27 タカノビル6F	TEL.076-425-2033 FAX.076-413-6033
一般社団法人	北陸住宅地経営協	〒910-0023	福井県福井市順化1-21-19	TEL.0776-22-7017 FAX.0776-23-0011
一般社団法人	静岡県都市開発協	〒420-0852	静岡県静岡市葵区紺屋町11-6	TEL.054-272-8446 FAX.054-272-8450
一般社団法人	東海住宅産業協	〒460-0008	愛知県名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル4F	TEL.052-251-8920 FAX.052-252-0081
一般社団法人	中京住宅産業協	〒460-0007	愛知県名古屋市中区新栄2-1-9 FLEX14F	TEL.052-261-8961 FAX.052-251-3755
一般社団法人	関西住宅産業協	〒530-0027	大阪府大阪市北区堂山町1-5 三共梅田ビル4F	TEL.06-6313-0321 FAX.06-6313-1655
一般社団法人	岡山県住宅地供給協	〒700-0901	岡山県岡山市北区本町4-18 コア本町3F	TEL.086-231-0990 FAX.086-225-1904
一般社団法人	広島県住宅産業協	〒730-0011	広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング4F	TEL.082-228-9969 FAX.082-209-9955
一般社団法人	四国住宅地経営協	〒760-0018	香川県高松市天神前9-5	TEL.087-861-9335 FAX.087-861-9335
一般社団法人	九州住宅建設産業協	〒812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前2-11-16 第2大西ビル6F	TEL.092-472-7419 FAX.092-475-1441
一般社団法人	九州分譲住宅協	〒814-0022	福岡県福岡市早良区原5-14-22	TEL.092-821-6441 FAX.092-847-7090
一般社団法人	沖縄住宅産業協	〒900-0032	沖縄県那覇市松山2-3-12	TEL.098-863-7410 FAX.098-863-7410

特別会員

一般社団法人 リノベーション住宅推進協議会 / 全国賃貸管理ビジネス協会 / 首都圏中高層住宅協会

支部

北海道支部	〒063-0836	北海道札幌市西区発寒16条12-1-1	TEL.011-664-8662 FAX.011-664-8662
東北支部	〒981-3414	宮城県黒川郡大和町鶴巣太田字壺町田24-5	TEL.022-347-7251 FAX.022-347-7252
信越支部	〒388-8007	長野県長野市篠ノ井布施高田370-1	TEL.026-293-9125 FAX.026-293-9551
北陸支部	〒922-0242	石川県加賀市山代温泉29戊54	TEL.0761-77-8866 FAX.0761-77-8869
関西支部	〒541-0057	大阪府大阪市中央区北久宝寺町1-2-1 オーセンティック東船場402号	TEL.06-6263-5503 FAX.06-6263-5550
中国支部	〒730-0013	広島県広島市中区八丁堀6-16 第一東亜ビル3F	TEL.082-228-5002 FAX.082-228-5068

本部事務局

〒102-0083

東京都千代田区麹町5丁目3番地麹町中田ビル8階

TEL. 03-3511-0611

FAX. 03-3511-0616

全住協ホームページ <http://www.zenjukyo.jp/>

一般社団法人 **全国住宅産業協会**
全住協

